

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料 正誤表

資料名	頁	項目番号	位置	誤	正
個別編12 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))	13	⑥	「○排泄支援加算(Ⅰ)」枠囲いの下※1	※1 「排せつに介護を要する入所者」とは、 <u>次頁に掲載の「1評価」の④(ア)若しくは(イ)が(略)</u>	※1 「排せつに介護を要する入所者」とは、 <u>次頁に掲載の「1評価」の①(ア)若しくは(イ)が(略)</u>
個別編12 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))	13 ～ 14	⑥	「○排泄支援加算(Ⅰ)」枠囲いの下※2	※2 (略)、 <u>④(ア)から(エ)の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、④(ア)から(エ)の評価が改善することが見込まれることをいう。</u>	※2 (略)、 <u>次頁に掲載の「1評価」の①(ア)から(エ)の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、下記に掲載の「1評価」の①(ア)から(エ)の評価が改善することが見込まれることをいう。</u>
個別編12 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))	15	⑥	「○排泄支援加算(Ⅱ)」枠囲いの下	排せつ支援加算(Ⅱ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、 <u>④に掲げる(ア)若しくは(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又は(ウ)若しくは(エ)の評価が改善した場合に、算定が可能となります。</u>	排せつ支援加算(Ⅱ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、 <u>前頁に掲載の「1評価」の①に掲げる(ア)若しくは(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又は(ウ)若しくは(エ)の評価が改善した場合に、算定が可能となります。</u>
個別編12 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))	15	⑥	「○排泄支援加算(Ⅲ)」枠囲いの下	排せつ支援加算(Ⅲ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、 <u>④に掲げる(ア)若しくは(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、(ウ)の評価が改善した場合に、算定が可能となります。</u>	排せつ支援加算(Ⅲ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、 <u>前頁に掲載の「1評価」の①に掲げる(ア)若しくは(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、(ウ)の評価が改善した場合に、算定が可能となります。</u>

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料 正誤表

資料名	頁	項目 番号	位置	誤	正
個別編 7 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)	18	⑩	枠内 「■業務継続計画(BCP)の策定等」の上から6行目の※印	<u>※令和9年3月31日まで適用なし</u>	<u>※令和7年4月1日より適用</u>
個別編 7 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)	18	⑩	枠内 「■虐待の防止のための措置」上から6行目の※印	<u>※令和7年4月1日より適用</u>	<u>※令和9年3月31日まで適用なし</u>